

V. 大韓民国

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○主な金融機関業態（機関数、根拠法、2020年12月末時点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行（50、銀行法） ・ 専門銀行（政府系金融機関）（5、個別法） ・ マーチャント・バンク（1、金融投資サービス・資本市場法） ・ 相互貯蓄銀行（79、相互貯蓄金融会社法） ・ 信用組合（879、信用組合法） ・ 生命保険会社（24、保険業法） ・ 証券会社（57、金融投資サービス・資本市場法） ○監督官庁：金融委員会（FSC）、金融監督院（FSS） ○預金保険制度：韓国預金保険公社（KDIC）の保証限度額は、1 金融機関の預金者 1 人あたり 5,000 万ウォンである。信用組合に預け入れられている預金は、韓国信用組合連合会により保護され、限度額は預金者 1 人あたり 5,000 万ウォンである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業銀行には、全国的に事業を展開する都市銀行、特定の地方・農村地域を対象に事業を展開する地方銀行、外国銀行支店が含まれる。専門銀行（政府系金融機関）とあわせた銀行全体の総資産は、金融機関全体の総資産の 52.3% を占める（2017 年 12 月）。 ○ また、銀行全体の預金残高は、金融機関全体の預金残高の 92.0% を占める（2018 年 12 月）。
2. 郵便貯金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営形態：国営の郵政事業本部が業務を実施 ・ ユニバーサル・サービスの提供義務：なし ・ 郵政事業本部は、2020 年 12 月末で全国に 3,405 の郵便局を配置している。そのうち直営局は 1,886 局で委託局が 1,519 局（特別局 720、契約局 799）であり、直営局 1,886 局と特別局 720 局、計 2,606 局では、金融サービスの取扱いを行っている。 ○主な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政事業本部は、郵便貯金業務、生命保険業務、郵便業務を展開。 ・ 2018 年の預金残高は 69.8 兆ウォン、預金者の数は 1,429 万人に達する。預金商品は、普通預金 14 商品、定期預金 10 商品、積立預金 6 商品、その他 1 商品の計 31 商品である。貯蓄商品は、普通預金、貯蓄預金、 	<ul style="list-style-type: none"> ○2013 年 3 月 23 日、省庁再編により、新たに創設された未来創造科学部（Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP）の管轄下にある国営の郵政事業本部の一業務として運営されてきた。2017 年 7 月に MSIP が廃止され、科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT, MSIT）に管轄が移っている。 ○全国で約 1,740 台の 365 日稼働 ATM が設置されている（2017 年 11 月）。 ○資金運用は、貯金業務、保険業務、それぞれで行っている。

	<p>定期預金、積立貯蓄定期預金である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融環境におけるモバイル志向の高まりに呼応して、Korea Post は 2019 年 11 月、郵便局スマートバンキングの再構築を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 単純な認証システムを導入することによって、PIN 番号だけでスマートバンキングを利用することができ、セキュリティカードも OTP(one time password) も必要とせず、1 日 1,000 万ウォンまで送金することもできる。また、Korea Post は電話番号による資金移動を新しい機能に追加した。これは相手の口座番号を知らなくてもモバイル電話番号があれば送金が可能になるというもの。
<p>3. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○フィンテックの状況 <ul style="list-style-type: none"> 韓国のほとんどの銀行取引はスマートフォンを介して行うことができる。これは韓国がすでに世界で最もスマートフォンの普及率が高い国の一つであること、また、世界でも最速のインターネット接続を持っていることがベースになっている。 2018 年 12 月 7 日、「金融イノベーション支援特別法 (Special Act on Financial Innovation Support)」が成立、2019 年 4 月 1 日から施行された。これをもって、フィンテックにおけるイノベーションを促進するために規制を一時的に停止・緩和するレギュラトリー・サンドボックス導入の法的基盤が整った。 ○キャッシュレス化の状況 <ul style="list-style-type: none"> 韓国ではキャッシュレス化が進展しており、世界各国のキャッシュレス決済比率と比較してもその割合は高い水準にある。その背景には、①政府によるクレジットカード決済促進策の実施、②韓国銀行 (BOK) による「コインレス社会」に向けた取り組みの推進、がある。 スマホの普及とフィンテックの進展を背景にモバイル決済も急速に伸びている。モバイルウォレット決済取引額は 2016 年の 12 兆ウォンから 20 年には 210 兆ウォンへと 4 年で 17.5 倍に急拡大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年時点で韓国のフィンテック企業は約580社存在した。これを業種別分布で見ると、デジタル決済／送金セクターが24%で圧倒的に大きい。次いでクラウドファンディング・P2Pファイナンスが13%、僅差の12.5%でセキュリティ／認証セクターが続く。 ○クレジットカード決済促進策としては、①年間クレジットカード利用額の20%の所得控除、②宝くじの権利付与、③店舗でのクレジットカード取扱義務付け、が挙げられる。 ○韓国政府も、2018年12月より小規模事業者による手数料負担の観点から、「ゼロペイ」と呼ばれるモバイル決済サービスを試験的に開始した。

	<ul style="list-style-type: none"> • 2021 年 10 月時点で、 카카오バンク、Kバンク、Tossバンクの 3 行が韓国のネット銀行として活動している。前者 2 行は 2017 年の発足以来、チャレンジャーバンク（新興のデジタル銀行）として既存の銀行を脅かすほどに急成長を遂げてきた。 <p>○金融包摂の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接触を最小限にする社会が出現し定着していくなかでオンライン化から取り残される多くのシニア層の存在も問題視されている。 • 2009 年 12 月に韓国政府は、低所得層向けに低金利（2.0～4.5%）で資金を貸し出すマイクロレンディング機関としてスマイル・マイクロクレジット銀行を設立。同行は、民間金融機関と提携することにより、低所得者層に無担保で貸出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○60 歳以上の韓国人のうちモバイルアプリをインストールして利用できるのは 29.2%に過ぎず、また e-commerce を利用しているのは 22.7%に過ぎない。
--	--	---